

令和7年度 宇城市健康づくり地域活動事業補助金 説明資料



保健衛生部 健康づくり推進課

目 次

1	健康づくり地域活動事業補助金について	1
1-1	趣旨・目的	1
1-2	対象となる方	1
1-3	対象事業	1
1-4	対象経費	1
1-5	補助金の額	1
	行政区別世帯数一覧表	3
2	健康づくり地域活動事業補助金申請の方法	4
2-1	企画・計画	4
2-2	日程調整	4
2-3	交付申請	5
2-4	事業実施	5
2-5	実績報告	6
2-6	確定・お支払い	7
2-7	交付申請・実績報告で特にご注意いただきたいこと	7
2-8	書類の提出先、お問い合わせ先	8
3	令和7年度市職員担当地区一覧表	9
4	令和7年度市の健康・栄養教室のご案内	10
5	医療機関健康教室・貸与品・調理場等の情報提供	11
6	市の総合賠償補償保険の補償内容	12
7	令和7年度宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付要綱	13
	交付決定通知書（様式第5号）	16
	不交付決定通知書（様式第6号）	17
	交付確定通知書（様式第12号）	18
8	交付申請書等の記入例	19
	交付申請書（様式第1号）	20
	事業計画書（様式第2号）	21
	収支予算書（様式第3号）	22
	複数行政区合同事業計画に関する届出書（様式第4号）	23
	実績報告書（様式第7号）	24
	事業実績書（様式第8号）	25
	収支決算（見込）書（様式第9号）	26
	実施状況写真（様式第10号）	27
	実施領収証の写し（様式第11号）	28
	交付請求書（様式第13号）	29
	概算払請求書（様式第14号）	30

1 健康づくり地域活動事業補助金について

1-1 趣旨・目的

全ての市民が健康で元気に生活できる期間「健康寿命」を伸ばし、一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけることを目的としています。

1-2 対象となる方

地域ぐるみで健康づくりを目的とし、健康教室、栄養教室及び運動教室を自主的に行う行政区の健康づくり推進員に、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、推進員個人への交付ではなく、地域の健康づくり活動への補助金であることをご理解ください。

※本補助金は、強制ではありません。

1-3 対象事業

① 健康教室事業

(例) 介護予防のための講習会、座ってできる健康体操など

② 栄養教室事業

(例) 減塩・適塩の料理教室、さしより野菜推奨の講話など

③ 運動教室事業

(例) 健康づくりウォーキング、健康づくりグラウンドゴルフなど

上記①②③のうち、**2種類以上かつ3回以上**を実施したときに補助の対象となります。ただし、感染拡大防止対策など諸般の事情により3回以上実施することができないやむを得ない理由があるときは、この限りではありません。年1回実施のときでも補助対象となる場合があります。

※各教室に併せて、健康診断の受診を勧めたり、「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩事業」の啓発のご協力もお願いします。

1-4 対象経費

各教室に係る事務経費、消耗品、使用料、賃借料、食糧費（お茶等の飲料水、弁当及び若干の菓子類）、食材費、参加費、講師謝礼などが補助対象になります。酒類等は不可とします。

1-5 補助金の額

補助金の額は、行政区別世帯数一覧表（P3 参照）に記載の各区世帯数に応じ、次の表の額を限度として補助します。

世帯数	限度額	1 回当たりの限度額 (※事業 2 回以下の場合)
50 世帯以下	30,000 円	左記（補助金の限度額）を 3 で除した額 この場合、円未満の端数は 切り捨てる。
51 世帯以上 150 世帯以下	35,000 円	
151 世帯以上 300 世帯以下	40,000 円	
301 世帯以上 450 世帯以下	45,000 円	
451 世帯以上 600 世帯以下	50,000 円	
601 世帯以上	55,000 円	

※世帯数は、令和 7 年 4 月 1 日現在

ただし、今年度から実績報告において 3 回以上実施されていた場合であっても 2 種類以上を未達成だったときは、事業 2 回当たりの限度額が限度となりました。

行政区別世帯数一覧表

令和7年4月1日現在

番号	三角町		不知火町		松橋町		小川町		豊野町	
	区名	世帯数	区名	世帯数	区名	世帯数	区名	世帯数	区名	世帯数
1	大田尾	134	桂原	40	2区	283	舞嶋	58	上糸石	147
2	際崎	118	塩屋浦	47	3区	69	弦巻	85	下糸石	431
3	古氷	50	亀崎	88	4区	79	田中	102	上巢林	96
4	宮崎	43	長崎一区	66	5区	57	小園	36	下巢林	61
5	塩屋	172	長崎二区	75	6区	248	野添	49	下安見	121
6	赤岩	36	鴨籠	56	7区	164	宮園	66	上安見	86
7	黒崎	61	新村	17	8区	239	小川西	68	北山崎	95
8	浦	93	浦上	54	9区	142	大岩	57	南山崎	106
9	向山	22	亀尾	201	10区	84	平野	79	下郷	292
10	石打	14	松崎	354	南11区	492	引上・長迫・櫛屋林	40	中間	98
11	小田良	43	塩浜	83	北11区	651	西山・境尾	26	下上郷	97
12	西港一区	65	十五社一区	144	12区	191	蓮仏	76	上上郷	59
13	西港二区	56	十五社二区	125	東松崎	259	稲川・樋渡	61		
14	本町	68	雇用促進住宅	73	豊崎	181	表南小川	76		
15	東港一区	139	浜田	70	南豊崎	593	日岳町	42		
16	東港二区	72	高良	138	松橋御船	83	納野	36		
17	東港三区	65	御領本区	170	浅川	142	蛭子町	29		
18	東港四区	89	御領四区	148	砂川	126	寺町	33		
19	東港五区	111	御領五区	416	沖塘	53	上町	97		
20	有働団地	80	御領六区	69	八枚戸	96	中町	61		
21	古氷団地	78	柏原	131	曲野南	1,038	新町	133		
22	三角本村	104	小曾部	115	曲野北	594	出来町	22		
23	田井浦	81	塚原東	143	古保山	201	亀之町	136		
24	内潟	216	塚原西	61	海ノ平	124	井手口	58		
25	片島	55	塚原南	155	六地藏	29	西小川	56		
26	野崎	69	永尾一区	96	北萩尾	86	益南	125		
27	山田	28	永尾二区	22	南萩尾	166	南部田	206		
28	千房	13	古屋敷	21	浦川内	391	北部田	110		
29	馬場	52	山須浦	79	久具	1,078	耕地	58		
30	矢崎	45	仲	79	大野	255	南小野	138		
31	船津	55	松合西	46	内田	147	中小野	88		
32	打越	60	上	64	竹崎	442	北小野	107		
33	上中村	27	和田	39	豊福	806	河江	390		
34	上本庄	48	救の浦	67	両仲間南	689	三ツ丸	220		
35	下本庄	53	大見	116	両仲間北	328	小川本村	282		
36	新地	62			松橋本村	348	江頭	729		
37	前越	58			島	430	仲之江	203		
38	金桁	60					川尻	387		
39	八柳	15					南新田	110		
40	開拓	10					新田	126		
41	大口	60					上住吉	80		
42	手場	64					下住吉	88		
43	底江	33					南出村	165		
44	三角御船	48					北出村	53		
45	古場	40					宇土割	27		
46	里浦	25					不知火	16		
計		2,990		3,668		11,384		5,290		1,689

2 健康づくり地域活動事業補助金申請の方法

2-1 企画・計画

まず、この説明資料をよく読み、「目的に沿った内容」で何を行うか決めてください。以下は、ご注意いただきたい事項です。

- (1) 必ず**2種類以上かつ3回以上**の実施計画を立ててください。各種教室を行うことで、様々な知識を取り入れていただき、健康づくりへの意識を高めていただきたいと考えています。

(例) 運動教室のみを3回の場合は、**不交付**となります。

- (2) 参加人数については、最低でも11人以上を目標に計画してください。
- (3) 各種教室の開催経費について市の補助金で不足する場合は、行政区等による負担をお願いします。
- (4) 屋外で行う運動教室等については、**雨天時の対応**もご検討ください。悪天候で中止になる場合の予備日の設定、室内運動への切り替えや他の教室を行うなど、代替案を計画されることをお勧めします。
- (5) **計画していた事業が中止となった場合、その経費は補助対象経費として認めることができません。**予備日や他の事業へ持ち越しできないもの(弁当等)は、特にご注意ください。
- (6) 教室を実施したときのケガ等について、健康づくり推進員本人を除く参加者は市の総合賠償保険(P12参照)が適用となる場合がありますが、必要に応じて1日保険等の加入をお勧めします。健康づくり推進員本人は、別途傷害保険に加入していますので当事業に係るケガ等をされた場合は、当課へご相談ください。

2-2 日程調整

㊦場所の空き状況、㊦講師の予定、㊦行政区の皆さんの予定等を考慮し、3日ほど候補日をあげて㊦㊦㊦を調整するのが決まりやすいと思います。

講師については、桜十字熊本宇城病院、高野病院、済生会みすみ病院、地域の食生活改善推進員ならびに市職員の保健師等にご相談ください。これらの講師については、原則、謝礼は必要ありません。

(注意) 今年度「熊本南病院」の健康教室はありません。

講師を依頼される場合は、以下を参考にしてください。

(1) 医療機関に講師依頼をする場合

今年度、健康教室が対応可能な医療機関の連絡先は11ページのとおりで。できるだけ早めに申し込んでください。時期により予約がいっぱいで医療機関が対応できない場合があります。まずは、お電話でご相談ください。医療機関ごとに専用の申込用紙が用意されているところもあります。健康づくり推進課に申込書が置いてある医療

機関もあります。

(2) 地域の食生活改善推進員へ依頼する場合

地域の食生活推進員をご存じの場合は、直接ご相談ください。ご不明の場合は、9 ページに記載の地区担当管理栄養士等へご相談ください。

(3) 市の保健師等に講師依頼する場合

今年度市で準備した教室は 10 ページのとおりです。9 ページの地区担当保健師等とご相談のうえ日程等を決定し、所定様式「健康・栄養教室に関する依頼について」を当課へご提出ください。様式は、当課に準備しています。

2-3 交付申請

今年度の提出期限は、**令和 7 年 9 月 30 日（火）まで**とします。

事業実施において、補助金の交付を必要とする場合は、必ず期限までに補助金交付申請を提出してください。提出いただく必要書類は次のとおりです。

なお、様式を一部変更していますので、必ず本年度の様式に記入してください。

- ① 交付申請書（様式第 1 号、記入例 P20） ◆必須
- ② 事業計画書（様式第 2 号、記入例 P21） ◆必須
 - ・ 2 種類以上かつ 3 回以上実施する計画で作成してください。
- ③ 収支予算書（様式第 3 号、記入例 P22） ◆必須
- ④ 複数行政区合同事業計画に関する届出書（様式第 4 号、記入例 P23） ◇必要時
 - ・ 複数の行政区が合同で実施する場合のみ。
 - ・ 申請は、代表者を決めて代表者が行ってください。
 - ・ 補助金の額は、各区の世帯数を基準に算出し、その合計額を基本として予算の範囲内で調整します。
- ⑤ 概算払請求書（様式第 14 号、記入例 P30） ◇必要時
 - ・ 事業を実施するにあたり、実績払いを基本とします。
 - ・ 地区資金の不足等の理由により、概算払い（前払い）を希望される場合は、補助金概算払請求書をご提出ください。交付決定額まで請求することができます。
 - ・ 事業完了後、実績額が概算支払額に達していない場合は、その差額（残額）を返金して頂く手続きが生じます。

提出いただいた申請書類を市（当課）で審査し、内容が目的に沿うものであれば、補助金交付決定通知書（様式第 5 号、P16）を送付いたします。もし、申請時点で本年度予算を超過している場合や申請書類が交付条件に沿っていない等の場合は、補助金不交付決定通知書（様式第 6 号、P17）を送付する場合があります。

2-4 事業実施

各区で計画された事業を実施してください。

計画に変更が生じたときは、変更内容が本事業の「目的に沿ったもの」か再びご検討く

ださい。ご不明な場合、ご心配な場合等は当課へご相談ください。

なお、計画に大きな変更がない場合は、変更計画書などの書類提出は必須としません。実績報告書に実際に行った内容をご記入ください。ただし、変更計画書未提出の場合は、2-1-(6)に記した市の総合賠償保険が適用除外となることがありますので、ご注意ください。

2-5 実績報告

事業が完了したときは、実績報告書の提出が必要です。

提出時期は、事業完了日から起算して30日を経過する日または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までです。

今年度は、次の例のとおりとなりますが、**事業完了後はできるだけ早めに提出**してください。

(例1) 事業完了日 : 令和7年12月28日

実績報告期限 : 令和8年 1月26日

(例2) 事業完了日 : 令和8年 3月 2日以降のとき

実績報告期限 : 令和8年 3月31日(火)

上記期限までに次の書類を提出してください。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 実績報告書(様式第7号、記入例P24) | ◆必須 |
| ② 事業実績書(様式第8号、記入例P25) | ◆必須 |
| ③ 収支決算(見込)書(様式第9号、記入例P26) | ◆必須 |
| ④ 事業状況写真(様式第10号、記入例P27) | ◆必須 |

・実施日ごと、事業ごとに別ページに貼付してください。

・各事業3枚以上、うち**1枚は撮影者を除き全参加者が写る集合写真**

写真撮影忘れ、デジカメデータ削除、枚数不足が散見されます。このような場合、補助金対象から除外となることがありますのでご注意ください。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ⑤ 実施領収証の写し(様式第11号、記入例P28) | ◆必須 |
|---------------------------|-----|

・実施日ごと、事業ごとに別ページに貼付してください。

・全ての経費が解る領収証のコピー(原本可)

・対象外の経費を含んでいる場合は、対象経費部分に蛍光ペンなどで印を付けてください。

- | | |
|------------------------|------|
| ⑥ 交付請求書(様式第13号、記入例P29) | ◇必要時 |
|------------------------|------|

・実績払いを選択されている場合は必須

・概算払いを受給されている場合は…実績額が概算払い額を超過なら必要

・概算払いを受給されている場合は…実績額が概算払い額以下なら不要

領収証や写真がない(または不備・不足などがある)ときは、補助の対象とならない場合や、概算払い補助金を全額返還していただく場合があります。証拠資料は大切に保管し

てください。

健康教室、栄養教室及び運動教室のうち、**2種類以上かつ3回以上実施したときに補助金の満額対象となり、感染拡大防止対策など諸般の事情によりこの条件を実施することができないやむを得ない理由があったときは、1種類1回実施のときでも補助対象となる場合があります。**計画どおりに実施できず**1種類または2回以下の場合は、事業実績書に実施できなかった事業計画内容も記入し、余白に理由を記入（記入例、P25）するか、別紙（様式は任意）に記入し提出してください。**

また、今年度から年3回実施した場合であっても事業種類が1種類のみだった場合は、補助金の限度額が事業2回当たりの限度額となりしたので、ご注意ください。

2-6 確定・お支払い

実績報告書の提出があり、内容を審査し適当であると認めた場合は、市から補助金交付確定通知書（様式第12号、P18）を交付し、提出いただいた請求書の口座に補助金を振り込みます。

概算払いを受給されていた場合、概算払済額より交付確定額が少ないときは、その差額の返金が必要です。納付書を送付しますので、指定日までに必ず納付してください。

2-7 交付申請・実績報告で特にご注意いただきたいこと

（1）対象経費

- ① 消耗品、使用料、賃借料、食糧費（お茶、ジュース類、お茶菓子、弁当及びパン類）、食材費、参加賞
- ② 健診受診勧奨、生活習慣病予防（高血圧予防や糖尿病予防など）又はさしより野菜・たっぷり野菜・減塩事業に関する啓発に係る経費
- ③ 各教室に係る事務経費

（2）対象外経費

鉢盛、刺身及び酒類は補助対象外です。補助対象外の品物がどうしても必要な場合は、地区等の経費で対応してください。

（3）講師謝礼

事務経費のうち、講師謝礼について2-2に記載の医療機関、食生活改善推進員及び市の保健師等は、原則必要ありません。しかし、それ以外に依頼される場合は、適正な金額をご検討ください。

（4）資料作成経費

事務経費のうち、資料作成に係る経費や配布等に係る経費も補助対象となりますが、予算の範囲内で対応してください。

（例）印刷機のインク代、写真現像代、コピー代。いずれも領収証が必要。

（5）対象外事業

- ① 地区の綱引き、どんどや、宮そうじ、相撲大会等の伝統行事

- ② 校区の運動会、球技大会等への参加
- ③ 他の補助金交付事業（福祉会サロン等）との重複はできません。
- ④ その他健康づくりの趣旨に沿わない事業

(6) 領収証について

- ① 何に使ったのかが解るようにしてください。明細のわかるレシートが添付可能であればお願いします。金額のみの領収証でも可ですが、但し書等で内容（品名・数量）が解るようにしてください。
- ② 領収証の宛名は「〇〇区健康づくり推進員（氏名）」と記入してください。他の団体名が記載されていると、対象にならない場合があります。（「〇〇区」は可）
領収証の宛名が福祉会、サロンや他団体になっている場合は補助対象になりません。ただし、福祉会やサロンの日を利用して、併せて健康教室などを行うことは問題ありませんが、その際の費用は明確に区分し、領収証も別々に発行して貰ってください。

- ・領収証宛名未記載が多数見受けられます。レシートの場合であっても、**必ず領収証宛名を記入**してください。
- ・領収証宛名に「〇〇区福祉会」「〇〇区子ども会」「〇〇区老人会」等が散見されます。これは補助対象外です。健康づくり事業であることを明確にするため、宛名にご注意ください。

- ③ 領収証の発行者は、推進員本人にならないようにしてください。どうしてもの場合は、別途説明書の提出をお願いします。

（例）栄養教室材料の野菜は、推進員栽培のものを提供したとき等

デジカメ写真プリント等は、インク代や用紙代で可能だと思います。

2-8 書類の提出先、お問い合わせ先

書類の提出先は、健康づくり推進課（保健福祉センター内）です。各支所でも受け付けますが担当者不在のため、支所窓口で「保健福祉センターへ送付して」と依頼してください。

本事業のお問い合わせ先は、次のとおりです。

〒869-0502 宇城市松橋町松橋 396 番地 1（宇城市保健福祉センター）
健康づくり推進課 さしより野菜推進係
担当者：佐藤（さとう） 32-7100（内線 1812） sato-yoshiteru@city.uki.lg.jp
梅田（うめだ） 32-7100（内線 1812） umeda-naruhisa@city.uki.lg.jp

なお、様式の電子データ（WORD 版、EXCEL 版、PDF 版）が必要な場合は、上記担当者へ電子メールでご連絡ください。返信メールにて送付します。メール以外で希望される場合は、別途ご相談ください。

3 令和7年度市職員担当地区一覧表

令和7年4月1日現在

町	校区	行政区	保健師	管理 栄養士	看護師
三角	三角 みなと	小田良、大田尾、西港一区、西港二区、本町、東港一区、東港二区、東港三区、東港四区、東港五区、有働団地、際崎、古氷、古氷団地、赤岩、宮崎、塩屋、浦、向山、石打、黒崎	岩竹	園田 角田け	戸田
	戸馳	三角本村、田井浦、野崎、内潟、片島			
	郡浦	金桁、前越、新地、下本庄、上本庄、上中村、打越、船津、矢崎、馬場、千房、山田、八柳、開拓			
	大岳	里浦、古場、三角御船、底江、手場、大口			
不知火	不知火	桂原、塩屋浦、亀崎、長崎一区、長崎二区、鴨籠、新村、浦上、亀尾、松崎、塩浜、十五社一区、十五社二区、雇用促進住宅、浜田、高良、塚原東、塚原西、塚原南、御領本区、御領四区、御領五区、御領六区、柏原、小曾部	野口	角田け 園田	平山
	松合	永尾一区、永尾二区、古屋敷、仲、山須浦、上、松合西、大見、救の浦、和田	舛井		
松橋	松橋	2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区	志水 松本ゆ	安藤	池部 中村
		南11区、北11区、12区	松本ゆ 志水		
	豊川	東松崎、豊崎、南豊崎、松橋御船、浅川、砂川、沖塘、八枚戸	甲斐 舛井	横井	
	豊福	松橋本村、島、内田、竹崎、両仲間南、両仲間北、豊福	荒木 松本ゆ	安藤	
	当尾	曲野南、古保山、海ノ平、六地藏、南萩尾、北萩尾、浦川内	中田 西村	横井	
		久具、曲野北、大野	西村 中田		
小川	海東	舞嶋、弦巻、田中、小園、野添、宮園、小川西、大岩、平野	【母子】 舛本 【成人】 中岡	十島	木村
	小川	引上・長迫・楫屋林、西山・境尾、蓮仏、稲川・樋渡、表南小川、日岳町、納野、蛭子町、寺町、上町、中町、新町、出来町、亀之町、井出口、西小川、益南			
	小野部田	南部田、北部田、耕地、南小野、中小野、北小野			
	河江	河江、三ツ丸、小川本村、江頭、仲之江、川尻、南新田、新田、上住吉、下住吉、南出村、北出村、宇土割、不知火	森本		
豊野	豊野	上糸石、下糸石、上巢林、下巢林、下安見、上安見、北山崎、南山崎、下郷、中間、下上郷、上上郷	舛本	十島	木村

4 令和7年度市の健康・栄養教室のご案内

市の専門職への依頼は、下記の内容からお選びいただき、派遣依頼書のご提出をお願いします。



★ 講話について（1テーマ30～40分程度です。）

	No	テーマ	備考	担当課
健康教室 (保健師・歯科衛生士)	1	血圧について「血圧管理で血管いきいき」		健康づくり推進課
	2	血糖について「血糖コントロールで細胞いきいき」		
	3	肥満について「増えています！内臓脂肪」		
	4	夏場の健康管理について「熱中症に気を付けよう」		
	5	冬場の健康管理について「感染症に気を付けよう」		
	6	高齢者の歯科教室	平日のみ	医療保険課
栄養教室 (管理栄養士)	7	「毎日を元気に過ごすために」(子ども向け)		健康づくり推進課
	8	低栄養予防「たんぱく質摂取とバランスのよい食事」		
	9	「食中毒予防について」		
	10	生活習慣病予防「バランス食について」		
	11	みそ汁塩分測定・塩分チェックシート	※測定人数によって時間が変わります。	
	12	ベジメータ測定(市の健康課題と野菜摂取について)		
	13	「フレイル予防のための食生活」(高齢者向け)	平日のみ	医療保険課

★ 栄養教室(調理実習について) レシピのみの提供も可能です。

※ 材料の準備は地区でお願いします。(はかりの貸出しもできます。)

① 適塩・たっぷり野菜レシピ1	・ タコス風ドライカレー(ごはん) ・ ゆでたまご ・ フルーツレモンゼリー ・ ブロッコリーとエリンギの胡麻和え
② フレイル予防高たんぱくレシピ	・ 大人の粉ミルクで白身魚のアクアパッツア ・ ミネストローネ ・ ブロッコリーの胡麻和え ・ 梨のコンポート ・ ごはん
③ 適塩・たっぷり野菜レシピ2(お弁当)	・ 混ぜごはん ・ だし巻き卵 ・ ミニトマト ・ かまぼこ ・ 果物 ・ ほうれん草ともやしのおかか和え ・ 豚のしょうが焼き
④ 適塩・たっぷり野菜レシピ3	・ 鶏肉と野菜の酒粕煮 ・ ピーマンとじゃがいものカレーマヨ和え ・ トマトとにらのサンラータンスープ ・ フルーツヨーグルト ・ ごはん

ご依頼は、**休日の場合は2か月前、平日の場合は1か月前まで**にお願いします。

依頼が混み合う月(10月、11月、2月等)は、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

ご不明な点はお尋ねください。

宇城市保健福祉センター 電話 0964-32-7100

5 医療機関健康教室・貸与品・調理場等の情報提供

5-1 健康教室対応可能医療機関

医療機関名	対応エリア	申請先
桜十字熊本宇城病院	宇城市全域	事務局 担当：谷 080-7025-9864
社会福祉法人恩賜財団 済生会みすみ病院	三角町エリア 及び 不知火町松合地区エリア	医療連携部 53-1621
大腸肛門病センター 高野病院	宇城市全域 ただし、概ね 50 名以上	地域医療連携室 096-320-6520

5-2 グラウンドゴルフ用具貸与可能数

施設名	クラブ 6 本 ボール 6 個 のセット	ホールセット 〔スタートマット及び ホールポスト 8 ホール〕	借用申請先
保健福祉センター	7	2	左記センター 32-7100
松橋勤労身体障害者 教養文化体育施設 〔希望の里 サン・アビリティーズ〕	2 8	4	教育委員会 文化スポーツ課 32-1945
観音山グラウンド	1 8	2	
博物館ネットワークセンター	5	4	

5-3 調理室利用可能施設

施設名		調理台数	利用可能人数	利用申請先	
保健福祉センター		6 台	3 0 人程度	保健福祉センター	32-7100
防災拠点センター	三角	5 台	2 5 人程度	左記センター	53-1322
	不知火	5 台	2 5 人程度	左記センター	32-0277
	松橋東	5 台	2 5 人程度	左記センター	34-3900
	松橋西	5 台	2 5 人程度	左記センター	33-4141
	豊野	5 台	2 5 人程度	左記センター	45-3700
公民館等	中央公民館(ラポート)	7 台	3 5 人程度	小川防災拠点センター	
	河江地区コミュニティーセンター	2 台	1 0 人程度	48-6555	
	郡浦地区市民館	5 台	2 5 人程度	三角防災拠点センター	
	大岳地区市民館	2 台	1 0 人程度	53-1322	
	松合地区市民館	1 台	5 人程度	不知火防災拠点センター	33-1111

※利用可能人数は1台当たり5人程度で記載しています。詳しくは各施設へお問い合わせください。

※中央公民館(ラポート)は、今年度改修工事で休館のため利用不可。

※保健福祉センターを除く施設の利用申し込みは、公共施設予約システムを利用し申請してください。

<https://yoyaku.city.uki.kumamoto.jp/studio/member/VisitorLogin.php>

6 市の総合賠償補償保険の補償内容

補償保険

市が主催・共催する行事(活動)^{※1}及び社会奉仕活動(ボランティア活動)^{※2}に参加する住民等が死亡又は身体障害(後遺障害を伴うものに限る。)もしくは、入院・通院を伴う障害を被った場合に保険金を支払います。

故意・病気・自然災害・公務災害等による災害は対象になりません。

区分	入院日数	給付額	通院日数	給付額	具体例
医療補償 給付金	1～5 日	20,000 円	1～5 日	5,000 円	・ 区の清掃作業中に転倒し骨折した。 ・ 区の草刈り作業に参加した住民がマムシに咬まれた。 ・ 介護予防教室にて転倒し、腰椎を圧迫骨折した。
	6～15 日	60,000 円	6～15 日	20,000 円	
	16～30 日	120,000 円	16～30 日	60,000 円	
	31～60 日	180,000 円	31～60 日	90,000 円	
	61～90 日	240,000 円	61 日以上	120,000 円	
	91 日以上	300,000 円			
後遺障害 給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 20 万円～500 万円				
死 亡 給付金	500 万円				

※1 共催の定義

市又は市から委託を受けた者の管理下で行われる行事で、以下の少なくとも 1 つの要件を満たしていること

- ①当該行事への企画立案参加
- ②運営担当者の参加
- ③当該行事のための運営費の支出

注) 市が単に名前だけ共催し、実態上何ら主催者としての必要条件を満たしていない場合は共催になりません。

※2 社会奉仕活動(ボランティア活動)

住民により構成される団体等が、市の依頼または事前の承認を受けて、次のすべての要件を満たして行なう業務・活動。

- 無報酬で行われる活動であること
- 労力の提供がなされていること
- 団体(町内会等)あるいは市の管理下で行われる活動であること

賠償責任保険

市が事故により、「住民等第三者の生命若しくは身体を害し、又は財物を滅失・き損若しくは汚損した場合」において、市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して補償します。

区 分	補償限度額	具 体 例
財 物 賠 償	最高 1 事故 1 億円	・ 市が行政区に委託している河川護岸雑草処理業務で、草刈機を使用中に小石が飛び、駐車していた車の窓ガラスを破損した。
身 体 賠 償	最高 1 名 3 億円 1 事故 30 億円	・ 市主催のイベント開催中に火災が発生し、誘導ミスのため参加者が火傷をおった。

7 令和7年度宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての市民が健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」を伸ばし、一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけることを目的として、予算の範囲内で宇城市健康づくり地域活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となるものは、生活習慣病予防及び地域ぐるみの健康づくりを目的とした各種教室等を自主的に行う行政区の健康づくり推進員とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。この場合において、補助対象事業は2種類以上及び3回以上実施することとし、教室に併せて健診受診勧奨、生活習慣病予防（高血圧予防や糖尿病予防など）及び「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩事業」に関する啓発を行うものとする。ただし、感染症拡大防止等、2種類以上及び3回以上実施することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 健康教室事業
- (2) 栄養教室事業
- (3) 運動教室事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業のうち、次に定める経費とする。ただし、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断される経費は、対象としない。

- (1) 消耗品、使用料、賃借料、食糧費（茶菓子、飲料水及び弁当に限る。）、食材費、参加賞等（酒類等は不可）
- (2) 健診受診勧奨、生活習慣病予防又はさしより野菜・たっぷり野菜・減塩事業に関する啓発に係る経費
- (3) 各教室に係る事務経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費とし、一行政区につき次の表に定める額を限度に、予算の範囲内で申請に基づき交付決定し、実績に基づき交付確定する。

世帯数 (当該年度の4月1日現在)	補助金の限度額	事業1回当たりの限度額 (※事業2回以下の場合)
50世帯以下	30,000円	左記（補助金の限度額）を3で除した額 この場合、円未満の端数は切り捨てる。
51世帯以上150世帯以下	35,000円	
151世帯以上300世帯以下	40,000円	
301世帯以上450世帯以下	45,000円	
451世帯以上600世帯以下	50,000円	
601世帯以上	55,000円	

2 前項の補助金の額は、実績において第3条で規定の2種類以上を未達成だった場合、事業2回当たりの限度額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の9月30日までに市長に提出しなければならないものとする。ただし、第3号に掲げる様式は複数の行政区が合同で事業計画を行い申請する場合のみとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 複数行政区合同事業計画に関する届出書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び不交付決定)

第7条 前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定または不交付決定をしなければならない。

2 前項により交付決定したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項により不交付決定したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第10条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を完了したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならないものとする。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算（見込）書（様式第9号）
- (3) 実施状況写真（様式第10号）
- (4) 実施領収証の写し（様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに必要に応じて現地調査、書類確認質問等を行い、これらに適合すると認めたときは、交付確定しなければならない。

2 前項により交付確定したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日（その日が交付決定を受けた年度の3月2日以降となる場合は当該3月31日）までに宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならないものとする。ただし、次条による概算額の交付を受けたときはこの限

りでない。

（概算払の手続）

第12条 前条の規定にかかわらず、補助事業の遂行上必要があると認められる場合は、交付決定した額を補助事業の完了前に概算額として交付することができる。

2 前項の規定による概算額の交付を受けようとする補助事業者は、宇城市健康づくり地域活動事業補助金概算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならないものとする。

3 概算額の交付を受けた補助事業者は、第10条の規定により確定された補助金の額に対し、当該概算額が超過したときは、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 補助事業者が次の当該各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に係る交付決定を取り消すことができるものとする。

（1） 規定する交付の条件に違反した場合

（2） 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合

（3） 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付（概算払も含む。）を受けている場合は、直ちにその返還を請求するものとする。

3 補助事業者は、前項による返還請求を受けた場合、市長の指示するところに従い速やかに返還しなければならないものとする。

（証拠書類の保管）

第14条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

宇城市健第 号
令和 年 月 日

区健康づくり推進員
様

宇城市長

宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました事業については、令和7年度
宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記
のとおり交付することに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名 区健康づくり地域活動事業

2 交付決定額 金 円

宇城市健第 号
令和 年 月 日

区健康づくり推進員
様

宇城市長

宇城市健康づくり地域活動事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました事業については、令和7年度
宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記
のとおり不交付決定となりましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業名 区健康づくり地域活動事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 不交付の理由

宇城市健第 号
令和 年 月 日

区健康づくり推進員
様

宇城市長

宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け宇城市健第 号で交付決定しました事業
については、令和7年度宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付要綱第10条
第1項の規定により下記のとおりその額を確定しましたので、同条第2項の規定
により通知します。

記

1	交付確定額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	概算払済額	金	円
4	支払額	金	円
5	返還額	金	円

8 交付申請書等の記入例



提出する年月日を記入

令和 7 年 5 月 28 日

宇城市長 様

町名、行政区名及び推進員氏名を記入

行政区 〇〇町 △△ 区健康づくり推進員
氏 名 宇城 太郎

宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付申請書

このことについて、上記事業を実施したいので、令和7年度宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付要綱第6条の規定により別添事業計画書等を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 35,000 円

添付書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 複数行政区合同事業計画に関する届出書（様式第4号）

補助金説明資料 P1 の 1-5、P3 の別表1、事業計画書及び収支予算書から導き出された補助金交付申請額を記入
※当課でチェック後に提出されるときは「空白」でお持ちください。

事業計画書

この記入例を参考に、当補助金の目的及び区の状況に沿って記入してください。

1 事業の目的

〇〇町△△区の区民が健康的な生活習慣を身につけるため、下記教室を行うことにより、自らの健康について考え、健康意識の自覚を高める。更には、区民が一体となり活動することで区民同士の親睦を図り、引いては心の健康づくりも目的とする。

2 内 容

1	事業種類	☒ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☐ 運動教室
	予定年月	令和 7 年 6 月
	内 容	夏場の健康管理について「熱中症に気を付けよう」
	予定人数	20 人
	予定費用	10,000 円
2	事業種類	☐ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☒ 運動教室
	予定年月	令和 7 年 10 月
	内 容	健康づくりウォーキング教室
	予定人数	40 人
	予定費用	10,000 円
3	事業種類	☐ 健康教室 ☒ 栄養教室 ☐ 運動教室
	予定年月	令和 7 年 11 月
	内 容	ベジメータ測定（市の健康課題と野菜摂取について）
	予定人数	20 人
	予定費用	10,000 円
4	事業種類	☐ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☒ 運動教室
	予定年月	令和 8 年 1 月
	内 容	健康づくり新春グラウンドゴルフ教室
	予定人数	30 人
	予定費用	10,000 円
5	事業種類	☐ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☐ 運動教室
	予定年月	令和 年 月
	内 容	
	予定人数	人
	予定費用	円

※事業種類は、該当する教室の□に✓を付けてください。

収 支 予 算 書

収入

(単位：円)

種 別	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	比較 ①－②	備考
市補助金	35, 000			
区負担金等	5, 000			
計	40, 000			

※前年度予算額及び比較は記入不要です。

支出

(単位：円)

種 別	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	比較 ①－②	備考
健康教室	10, 000			
栄養教室	10, 000			
運動教室	20, 000			
計	40, 000			

【収入・本年度予算額・計】と
【支出・本年度予算額・計】は
同額となります。

※前年度予算額及び比較は記入不要です。

事業計画書の予定費用を事業種別ごと
に集計した額を記入してください。

この様式は、複数の行政区が合同で事業計画を立てる場合のみ必要です。単独区で計画する場合は不要です。

複数行政区合同事業計画に関する届出書

下記のとおり、本年度健康づくり地域活動事業を合同で実施することとしたのでお届けします。

合同で実施する行政区

番号	合同で実施することとした行政区の健康づくり推進員
1	住 所 宇城市 ○○ 町 ☆☆☆ 1 2 3 4 番地 △△ 区健康づくり推進員 氏 名 宇城 太郎
2	住 所 宇城市 ○○ 町 ☆☆☆ 1 2 5 6 番地 2 3 □□ 区健康づくり推進員 氏 名 宇城 花子
3	住 所 宇城市 町 番地 区健康づくり推進員 氏 名
4	住 所 宇城市 町 番地 区健康づくり推進員 氏 名
5	住 所 宇城市 町 番地 区健康づくり推進員 氏 名

※欄が不足するときは、複数枚に記入してください。

代表して申請することとした行政区

代表	住 所 宇城市 ○○ 町 ☆☆☆ 1 2 3 4 番地 △△ 区健康づくり推進員 氏 名 宇城 太郎
----	--

提出する年月日を記入

令和 8 年 1 月 30 日

宇城市長 様

町名、行政区名及び推進員氏名を記入

行政区 ○○町 △△ 区健康づくり推進員

氏 名 宇城 太郎

交付申請のあと市が交付した
交付決定通知書の年月日及
び番号を記入。
※不明のときは「空白」で可

宇城市健康づくり地域活動事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け宇城市健第 号の交付決定通知に基づき
事業を実施しましたので、令和7年度宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付
要綱第9条の規定により、別添事業実績書等を添えて報告します。

記

補助金実績報告額 金 35,000 円

添付書類

- 1 事業実績書（様式第8号）
- 2 収支決算（見込）書（様式第9号）
- 3 実施状況写真（様式第10号）
- 4 実施領収証の写し（様式第11号）

事業実績書及び収支決算書から導き出された
補助金実績申請額を記入
※当課でチェック後に提出されるときは「空白」
で可

事業実績書

事業実績内容に沿った形で
記入してください。

例1)健康教室では……

例2)栄養教室では……

例3)運動教室では……

1 事業の成果・効果

〇〇町△△区の区民が健康的な生活習慣を身につけるため、下記教室を行った。
成果・効果は、健康教室では健康管理意識の自覚が高まった、栄養教室では食生活の大切さが理解できた、運動教室では日頃の運動不足解消になった、更には、区民同士の親睦を図ったことにより心の健康づくりにも役だった。

2 内 容

1	事業種類	☒ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☐ 運動教室
	実施日	令和 7年 6月 29日
	内 容	夏場の健康管理について「熱中症に気を付けよう」
	人 数	19人
	費 用	9,341円
2	事業種類	☐ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☒ 運動教室
	実施日	令和 7年 10月 13日
	内 容	健康づくりウォーキング教室
	人 数	34人
	費 用	11,512円
3	事業種類	☐ 健康教室 ☒ 栄養教室 ☐ 運動教室
	実施日	令和 7年 11月 23日
	内 容	ベジメータ測定(市の健康課題と野菜摂取について)
	人 数	22人
	費 用	10,958円
4	事業種類	☐ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☒ 運動教室
	実施日	令和 8年 1月 25日
	内 容	健康づくり新春グラウンドゴルフ教室
	人 数	27人
	費 用	10,105円
5	事業種類	☐ 健康教室 ☐ 栄養教室 ☒ 運動教室
	実施日	令和 8年 1月 日
	内 容	健康づくり新春グラウンドゴルフ教室
	人 数	0人 インフルエンザ流行
	費 用	0円 のため中止した

4が中止の
ときの記入例

計画どおりに実施できなかった場合(1種類または2回以下のときのみ)は、実施できなかった計画内容等を記入し、余白にその理由を記入してください。

例1)インフルエンザが流行していたため
例2)参加希望者が極端に少なかったため
例3)降雨のため

※事業種類は、該当する教室の□に✓を付けてください。

【収入・本年度決算額・計】と
【支出・本年度決算額・計】は
同額となります。

収 支 決 算 （ 見 込 ） 書

収入

(単位：円)

種 別	本年度予算額 ①	本年度決算額 ②	比較 ②－①	備考
市補助金	35, 000	35, 000	0	
区負担金等	5, 000	6, 916	1, 916	
計	40, 000	41, 916	1, 916	

支出

(単位：円)

種 別	本年度予算額 ①	本年度決算額 ②	比較 ②－①	備考
健康教室	10, 000	9, 341	△ 659	
栄養教室	10, 000	10, 958	958	
運動教室	20, 000	21, 617	1, 617	
計	40, 000	41, 916	1, 916	

交付申請した収支予算書の額を
そのまま記入してください。

本年度決算額②－本年度予算額①
を計算した額を記入してください。

事業実績書の費用を事業種別ごとに
集計した額を記入してください。

実施状況写真

実施日：令和 7年 6月29日

事業種類：☒健康教室 ☐栄養教室 ☐運動教室

↑
実施した年月日を記入

↑
実施した事業に✓を付ける

のり付け

この様式は、必要に応じて増刷(コピー)してください。
実施日ごと、事業ごとに別用紙に貼付してください。
撮影者を除き**参加者全員が写る集合写真**を1枚目に貼付してください。
少なくとも3枚は貼付してください。

のり付け

のり付け

※事業種類は、該当する教室の□に✓を付けてください。

実施領収証の写し

実施日：令和 7 年 6 月 29 日 事業種類：☒健康教室 ☐栄養教室 ☐運動教室

実施した年月日を記入

実施した事業に✓を付ける

この様式は、必要に応じて増刷(コピー)してください。
実施日ごと、事業ごとに別用紙に貼付してください。

領収証又は領収証のコピーを重ねずのり付けしてください。

※事業種類は、該当する教室の□に✓を付けてください。

宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付請求書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥				3	5	0	0	0	

令和7年度宇城市健康づくり地域活動事業補助金として、
上記の金額を請求します。

補助金実績報告書へ記入の「補助金実績申請額」と
同額になります。

※当課でチェック後に提出されるときは「空白」でお
持ちください。

令和 年 月 日

住 所 宇城市 ○○ 町 ☆☆ 1234 番地

△△ 区健康づくり推進員

氏 名 宇城 太郎

宇 城 市 長 様



市が送付する交付確定通知書発
送日以降の日付になります。
実績報告書と同時提出のときは
「空白」にしてください。

請求書のため印鑑は必須

口座振込依頼書

振 込 先	銀行名		支店名		口座 座 名	カナ	サンカクケンコウヅクリカイケイ	
	普通 当座		番号			漢字	△△区健康づくり会計	
	ゆうちょ銀行					口座 座 名	カナ	
	記号						漢字	

- (注意) 1 口座情報は通帳等をご覧のうえ、正確に楷書でお書きください。
2 振込先は、上段（銀行等）または下段（ゆうちょ銀行）の片方のみへ記入してください。
3 訂正の場合は、二重線で消し訂正印（請求印と同一印）を押印してください。
4 修正液・修正テープは使用できません。

振込先は、上段（銀行等）または下段（ゆうちょ銀行）の片方のみへ記入してください。

請求書は、修正液及び修正テープの使用はできません。

修正の場合は、取り消す部分に二重線を引き訂正印を押し、余白に正しくお書きください。

【 メ モ 】

